

鳥取県告示第712号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北二丁目2-1 兜金 俊男 鳥取市賀露町北三丁目2-3 網師野 久雄	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西 四丁目1806 鳥取県漁業協同 組合本所	平成20年10月 28日から同年 11月11日まで